

## 台風19号で被災された皆さまへ

令和元年台風19号の影響で、借入れ(住宅・自動車・耕耘機等の農機具・個人事業・その他各種ローン)の返済にお困りではありませんか？

**リスケジュール(リスケ)やローンを組む前に、被災ローン減免制度(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)の利用をご検討下さい。**

✓ **メリット1** 住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます

✓ **メリット2** 手続支援を無料で受けられます

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。  
なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身に負担して頂くこととなります。

✓ **メリット3** 破産手続より多くの財産の一部を手元に残せます

具体的に残せる金額は、被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

✓ **メリット4** 個人情報として登録されません

債務整理をしたことが個人情報として登録されないため、原則として新たな借入れに影響が及びません。

✓ **メリット5** 原則として保証人等への支払請求がされません

(注)債務の免除などには、一定の要件(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断)を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。